

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和6年12月1日現在)

1. 入院基本料に関する事項について

当院は、各病棟において、次のとおりの配置を行っております。

(1) 1 階病棟【障害者施設等入院基本料Ⅱ】では、1 日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

9 時～17 時までの看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、5 人以内です。

17 時～翌 9 時までの看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、15 人以内です。

(2) 2 階病棟【障害者施設等入院基本料Ⅱ】では、1 日 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。時間帯ごとの配置は次のとおりです。

9 時～17 時までの看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、4 人以内です。

17 時～翌 9 時までの看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、20 人以内です。

2. 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養の基準【入院時食事療養 1】に係る届出を行っており、厚生労働大臣が定める基準に適合し、管理栄養士によって管理された食事を、適時適温で提供しています。

3. 施設基準等に係る届出について

当院では、次の事項にについて診療報酬の算定方法に基づき、近畿厚生局長への届出を行い、診療報酬上の費用を算定しています。

(1) 基本診療の施設基準について

① 障害者施設等入院基本料 10 対 1（1 階病棟）（2 階病棟）

② 特殊疾患入院施設管理加算（1 階病棟）（2 階病棟）

③ 診療録管理体制加算 3

④ データ提出加算 3

⑤ 感染対策向上加算 3

⑥ 医療的ケア児（者）入院前支援加算

(2) 特掲診療料の施設基準について

① 障害児（者）リハビリテーション料

4. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院は、入院患者様に対し「入院診療計画」を策定し、入院後7日以内に文書等によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

5. 保険外負担に関する事項について

当病院では、別紙の項目について実費のご負担をお願いしています。

バルツァ・ゴードル